

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

2026合格目標 公務員 法律系科目対策講座 憲法 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
55	問18 肢オ 2行目	……としている（最判平14.7.9）。	……としている（最判平14.7.11）。	25/11/5
340	問117 解説文 7行目以降	……この見解は、天皇の告示行為 が「国政に関する権能」という性質 をもたないのは、……	……この見解は、天皇の 国事 行為 が「国政に関する権能」という性質 をもたないのは、……	25/11/5

2026合格目標 公務員 法律系科目対策講座 民法I 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
45	問19 選択肢 肢4	4. ア、ウ、オ	4. ウ、オ	24/5/22
46	肢ア 解説全体 ※右記の内容に変更を お願いします	ア × 意思の自由が完全に奪われたときは無効となります 民法96条1項にいう「強迫」とは、相手に恐怖を生じさせ、それによつて意思表示をさせることであり、意思の自由を完全に奪われることまでには求められない（最判昭33.7.1）。もっとも、相手方の意思の自由が完全に奪われたときには、その意思表示は無効となるとされている（同判例）。		24/5/15
47	問19 解説文 最終行	よって、妥当なものはア・ウ・オであるから、正解は肢4である。	よって、妥当なものは ウ・オ であるから、正解は肢4である。	24/5/22
147	問57 肢3 最終行	……Bは自己の持分を登記なくしてDに対抗できる。	……Bは Cの持分の取得 を登記なくしてDに対抗できる。	24/11/6
148	肢3 解説文 下から2行目以降	……Bは、自己の持分を登記がなければDに対抗することができない。	……Bは、 Cの持分の取得 を登記がなければDに対抗することができない。	24/11/6

2026合格目標 公務員 法律系科目対策講座 民法II テキスト 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
23	「ウ 要件② 債権保全の必要性」 第4段落2行目	……賃借人が所有者に対して妨害排除請求権を行使する場合……	……賃借人が所有者に代位して妨害排除請求権を行使する場合……	25/4/16

2026合格目標 公務員 法律系科目対策講座 民法II 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
64	問27 肢イ 2行目	……Bが飲食してAが代金請求できる時から5年経過したが……	……Bが飲食してAが代金請求できる時から10年経過したが……	25/2/19
128	肢工 解説文1行目	申込者が申込みの通知を発した後に死亡した場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたときは、……	申込者が申込みの通知を発した後に死亡した場合において、 その相手方が承諾の通知を発するまでに死亡の事実を知ったときは、 ……	24/12/18
219	肢5 解説文 2行目以降	……知った時から3年間行使しないときには、時効によって消滅する（民法724条1号）。	……知った時から 5年間 行使しないときには、時効によって消滅する（民法724条1号、 724条の2 ）。	25/4/16

2026合格目標 公務員 法律系科目対策講座 行政法 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
136	問54 解説文 最終行	よって、妥当なものはア・エであるから、正解は肢2である。	よって、妥当なものはア・エであるから、正解は 肢4 である。	25/2/19

以上